五百二十四	競輪場
五百二十五	自動車・モーターボートの競走場
五百二十六	競輪競技団
五百二十七	自動車・モーターボートの競技団
五百二十八	パチンコホール
五百二十九	ゲームセンター
五百三十	マリーナ業
五百三十一	遊漁船業
五百三十二	カラオケボックス業
五百三十三	娯楽に附帯するサービス業
五百三十四	他に分類されない娯楽業
五百三十五	音楽教授業
五百三十六	書道教授業
五百三十七	生花・茶道教授業
五百三十八	無床診療所
五百三十九	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所
五百四十	療術業
五百四十一	歯科技工所
五百四十二	その他の児童福祉事業
五百四十三	介護医療院
五百四十四	通所・短期入所介護事業
五百四十五	その他の老人福祉・介護事業
五百四十六	し尿処分業
五百四十七	浄化槽清掃業
五百四十八	ごみ収集運搬業
五百四十九	ごみ処分業
五百五十	産業廃棄物収集運搬業
五百五十一	産業廃棄物処分業
五百五十二	特別管理産業廃棄物収集運搬業
五百五十三	その他の自動車整備業
五百五十四	表具業
五百五十五	履物修理業
五百五十六	職業紹介業
五百五十七	ビルメンテナンス業
五百五十八	その他の建物等維持管理業
五百五十九	警備業
五百六十	ディスプレイ業
五百六十一	ペストコントロール業
五百六十二	他に分類されないその他の事業サービス業（集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものを除く。）を除く。）
五百六十三	集会場

備考

１　この表に掲げる業種は、次のとおりとする。

一　統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和五年総務省告示第二百五十六号）において分類された業種区分によるものとする。

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。次号において「適正化法」という。）第二条第一項第一号から第三号までに掲げるものについては、公序良俗の観点から問題のないものに限る。

三　適正化法第二条第五項に規定するものを除く。

２　指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間をいう。

○国土交通省告示第九百六号

福岡空港の施設について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十条及び第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和七年九月三十日　　国土交通大臣　中野　洋昌

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　空港の名称及び位置　福岡空港　福岡県福岡市

三　変更した事項（変更前の事項については、平成三十年国土交通省告示第七百八十九号及び令和二年国土交通省告示第百七十八号を参照。）

イ　空港の範囲　第一図及び第二図のうち、一点鎖線で囲まれた部分

ロ　空港の総面積　三百五十四万二千百九十八平方メートル

（注）空港の範囲を示す詳細図を大阪航空局福岡空港事務所において縦覧に供する。